

(調査研究を踏まえ、要指導医薬品販売を念頭に作成)

薬剤師と医師の連携について（考え方の整理）

産婦人科への紹介等を行うケース

- ① 薬局等に緊急避妊薬を求めたが、薬剤師が販売不可と判断した場合
- ② 服用の有無にかかわらず、医師による診察が必要と薬剤師が判断した場合
- ③ 服用から3週間後の避妊成否を確認するため

方法・活用できる文書等

薬剤師が、医師に需要者の情報を伝達する必要があると判断した場合には、需要者の同意を得た上で、情報提供書等の文書を用いる（受診時に需要者が持参）ほか、需要者の意向や必要に応じて、薬剤師から医療機関への直接の紹介を行うこともあり得る。

①緊急避妊薬が販売不可の場合

- ・妊娠の不安のある性行為から72時間が経過している
- ・既に妊娠している又は妊娠が成立している疑いがある
- ・禁忌に該当する等
- ・需要者が薬剤師の面前での服用に同意しない

⇒情報提供文書を活用する等

②服用の有無にかかわらず、医師による診察が必要と薬剤師が判断した場合

- ・性感染症の疑いなど、需要者の体調の変化を覚知した場合
- ・性交同意年齢未満（16歳未満）である場合
- ・短期間での繰り返し購入が認められる場合
- ・性犯罪の証拠保全の必要がある場合

その他、薬剤師が必要と判断した場合

⇒情報提供文書を活用する等

③ 服用から3週間後の避妊成否の確認

薬局等での販売時、服用3週間後に必ず避妊成否を確認するよう説明する（産婦人科医の受診または妊娠検査薬の使用）

⇒受診の際は、製造販売業者が作成する添付文書、服用者携帯カード※、製品の空箱を持参するよう指導

※服用者携帯カード：販売日時・販売店名・販売した薬剤師名等を記載して交付